

## 養父市文化会館（仮称）建設工事に係る三者協定書（案）

養父市文化会館（仮称）建設工事（以下「本工事」という。）に関して、養父市（以下「発注者」という。）、と株式会社佐藤総合計画（以下「実施設計者」という。）と〇〇〇（以下「施工者」という。）とは、以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （本協定の目的）

第1条 本協定は、平成33年2月末に本工事を完成させ、平成33年5月下旬に開館準備を完了させるため、発注者、実施設計者及び施工者が協力して、実施設計を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。なお、本協定における提案とは「審査委員会において施工者から提案され発注者により承認された技術提案」、「実施設計時に施工者から提案される高度な技術提案及びV E提案」、「実施設計者による本協定の目的を達成するための更なる技術提案及びV E提案」をいう。

### （関係者の調整、協力）

第2条 実施設計に係る発注者、実施設計者及び施工者間の調整は、発注者を支援するコンストラクションマネージャー（以下「CMR」という。）が行う。

2 CMRが行う調整に対し、実施設計者及び施工者は、真摯に対応し、協力する。

3 発注者、実施設計者及び施工者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びV E提案の技術的・経済的課題を検討するため、養父市技術協力会議（以下「三者会議」という。）を開催する。なお、三者会議とは、発注者及び実施設計者並びに施工者の三者により構成されるもので、三者からの提案の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる会議をいう。

4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者会議において、CMRが、実施設計者及び施工者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

### （三者会議の役割、責任）

第3条 三者会議の役割、責任は添付の【別紙】役割分担表による。

2 完成した実施設計の設計責任は、実施設計者が負うものとする。ただし、施工者から提案され発注者により採用された技術提案を実施設計に反映させるため、施工者が

計画通知申請上のその他設計者となった場合は、施工者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(施工者による技術提案等)

第4条 施工者は、本協定の目的を達成するため、養父市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において施工者から提案され発注者により採用された技術提案に限らず、更なる技術提案及びV E提案に努めるものとする。

(実施設計者による技術提案等)

第5条 実施設計者は、審査委員会において施工者から提案され発注者により承認された技術提案だけでなく、実施設計における施工者からの更なる技術提案及びV E提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術提案及びV E提案を行うものとする。

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から発注者及び実施設計者が締結している実施設計業務の完了までとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、実施設計者及び施工者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、実施設計者、施工者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

印

実施設計者

印

施工者

印

【別紙】役割分担表

業務内容		発注者	CMR	設計者	施工者	特記事項
三者会議	1 会議	調整	調整・支援	出席	出席	
	2 会議議事録作成	確認	確認・支援	確認・協力	作成	
	3 設計課題確認シート	承認	確認・支援	作成	確認・協力	
	4 技術提案及びVE提案 (施工者より)	承認	確認・支援	確認	提案	
	5 技術提案及びVE提案 (設計者より)	承認	確認・支援	提案	確認	
	6 実施設計図書	承認	確認・支援	作成	検証	
	7 工事区分表	承認	確認・支援	作成	確認	
	8 総合仮設計画	承認	確認・支援	確認	作成	
	9 確認申請・各種許認可申請	確認	確認・支援	作成	協力	
工程	1 全体事業スケジュール	作成	作成・支援	確認	確認	
	2 実施設計スケジュール	承認	確認・支援	作成	確認	
	3 許認可申請スケジュール	承認	確認・支援	作成	確認	
	4 総合工事工程	承認	確認・支援	確認	作成	
見積関連	1 コスト推移管理 <工事費内訳明細書管理>	承認・指示	調整・支援	更新	検証	毎月更新を行う
	2 VE内訳明細書管理 <VE項目に関する費用>	承認	調整・支援	作成・更新	確認・協力	毎月更新を行う
	3 積算見積書(内訳書含む)	受領	調整・支援	確認	作成	
他	1 発注者が必要な会議	調整	調整・支援	協力	協力	

※用語の定義：「承認」 → 資料を受け取り終了決定する。  
「確認」 → 資料閲覧し、発注者要求から明らかに逸脱しているか否か確認し、  
結果を三者協議会を組織する他者に伝える。  
「検証」 → 資料の内容を調査し、是正があれば三者協議会を組織する他者に伝える。  
「協力」 → 成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者  
へ提供する。  
「調整」 → 業務内容に伴う関係者間の調整を行う。  
「支援」 → 業務内容に伴う発注者への支援を行う。